

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1 日時

4月25日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

札幌高等・地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）鹿内啓子，高崎 暢，高見 進，玉木 健，都築 弘，長野登喜代，橋本邦江，向江隆文，森 悦子，大和義広，山本順子，吉村 正（敬称略）

（説明者）地裁事務局長吉田 修，民事首席書記官廣瀬俊彰，刑事首席書記官早川 登

（庶務）上田俊明，津幡恭行，井田久敏，菅野福道

4 議事等

（1）新委員の自己紹介

新委員に任命された森委員，長野委員，玉木委員から，それぞれ自己紹介があった。

（2）最高裁企画，制作の裁判員制度広報用映画「評議」の上映及び説明

上映に先立ち，吉村委員から，本映画の制作のねらい等につき説明があった。

（以下，発言者は，■：委員長，○：委員， ：庶務 と表示）

本映画は，各種団体にも貸し出しをすることが可能なので，御利用願いたい。

- 事実認定の関係で，ドラマということもあるが，被告人や証人の印象で展開している感じがする。もっと，物証とか，客観的に捉える事実に基づく認定になっていないように思う。

例えば，被害者の傷の位置とか，それに対する鑑定結果の証拠等がない。証言を中心とした事実認定がされていた。

あと，被告人が殺意を否認しているのは一貫しているが，評議の中で殺意を認定してから執行猶予を付す結論となるまでの流れが，素人目に見ると，ドラマとしては面白いかもしれないが，よく理解ができない。執行猶予が，どのような場合につくのかが出てこないと，我々が見たときに理解できないかもしれない。それから，量刑の判断についても，執行猶予とともに，具体的基準が難しい。殺人未遂とは言っても，現実問題として，幅が広いし，すごく判断は難しい。

- 量刑の関係では，類似事件の裁判例が示される方向になるのではないのでしょうか。

- 本映画は，評議をどのように進めていくかということを主眼に構成されている。そのため，物証や事実認定という観点よりも，感情移入される題材であるのかな

と思う。本来の裁判から見ると、証拠から事実をきちんと判断していくのが筋であるが、結果的事象の解説が少ないのは、この映画の性質上仕方ないのかもしれない。

- 殺人未遂被告事件が直ちに実刑事案となるわけではなく、本件のように執行猶予となるのが珍しいというわけではない。例えば、被害弁償をしているかどうか、被害者が加害者のことを許しているかどうか、など、色々なバリエーションがある。
- 映画を見た感じでは、面白いし、良くできていたと思う。評議の進め方、事実認定や事実の見方として、市民の意見をよく取り入れており、裁判官も結論を変えるなど、自分も裁判員をやってみてもよいと思った。裁判長が最後に「私たち9人の意見です。」ということも言っていたが、今後、判決というものが変わっていくのかなと思った。
- 裁判長は、まず市民の皆さんの意見をじっくりと聴いて、十分に意見交換をした上で、結論を導くという流れだったかと思う。
- 事実認定としては情緒的な感じで、客観的事実に基づく考察が足りないという印象はあった。

外形的に刃物が被害者に刺さったという事実があり、殺意があれば殺人、なければ傷害ということになるが、本件では殺意を一貫して否認しているので、執行猶予を付けるかどうかは実際としては難しいところがある。反省の態度など、結構重要な要素となる。

ただ、示談成立、職場を解雇されていること、婚約者が加害者とやり直すことを述べていることなど、典型的に被告人に有利な情状は示されていた。

法務省が作成した映画は、1人1人の裁判員の心理にまで踏み込み、悩みながら結論に至る過程を描いていたが、裁判所作成の映画は、これまでのものと違う印象を受けた。今回は、事件の評議に比重をおいており、見る側からすると気が楽である。また、今回は、事実認定から量刑判断にも比重を移しているところが新しい試みかなと感じている。

ひっかかるのは、量刑資料をどのように裁判員に示すかどうかである。個々の事件毎に犯行に至るまでの背景事情等は異なるものであり、そのようなことがクリアできるのかどうか心配である。法曹三者としてさらに資料の出し方を検討する必要があると思った。

- 実際の刑事裁判であれば、もっと客観的な事実、傷の長さ、犯行現場の血痕状況などの証拠が提出されるが、評議の前提として傷の深さの長さについても議論

をしていたので、映画上の制約かなという感じもある。

- 模擬裁判をやって印象的なのは、事実関係を離れての議論になることである。例えば、刺さった事実はあるが、殺す動機がないから殺意がないと結論付けたりする場面もあり、どのように評議で議論，説明するかは難しい。
- 広報用の PR 映画としては、良くできている。裁判員として参加する意義がくみ取れ、裁判長が裁判員の意見を聴いてくれる姿勢を示しており、自分も裁判員として参画してもよいと感じた。
- 感想として、評議の場面で意見や自分の感じ方、感情を、どのように誰が修正するのかを危惧していたが、皆さんの御意見を伺って修正されていく経過をたどっており、あまり危惧する必要はないのかなと思った。
- 裁判員制導入の目的は何かと考えたとき、やはり、一般の目線とかけ離れていたところにあると思う。一般の人が刑事裁判に入っていける部分はあると思うが、逆にちょっと怖いと感じたところは、動機のような入りやすい部分は除き、事実認定で、物証や鑑定結果などの有罪を決めてしまうような証拠を、素人がどこまで客観的に判断して見ていけるのか、というところである。映画上の登場人物は、いずれも評議に熱心な役どころであったが、現実にはそうではない人もいる。後者のような方が裁判員として入ってきたときに、実際の場面では難しいだろうが、そういう部分には入らない方が、自分が理解できる部分だけでも入っていければよいと思っている。
- よくできた映画だと思う。裁判員制度は、世界標準としてやらなければならないものなので、フィクションが含まれていても、だんだん市民の裁判になっていくものと思う。
- 心理的なところに焦点を当てて評議をしていると感じた。素人の国民の司法参加の意義を考えると、事実認定は専門家に任せ、素人は、普段の生活の中で、人の心の動きを経験しているところにに基づき考えることでよい。そういう意味では、よい出来映えであった。

あと、本映画では裁判員 6 人とも自分の意見を持って発言していたが、そうではない人もいるし、強く自分の意見を押しってくる人もいる。参画する中で、最初、感情的な側面から発言していた方が、ほかの方の意見を聴いて変わっていくところも出ており、評議のプロセスがよく出ていた。

- 最近の日本の犯罪を見ると、果たしてこのままでいいのだろうかと思うことがある。登場人物、色々な立場の方がいたが、もっとドラスティックに、「悪いものは悪い。」等、もっと愛情や憎しみを浮き出してもよかったのではないかな。

- 本件では，人を刺したものの執行猶予となった事案であるが，この映画のまとめ方を見ると，仮に若い方達がこの映画を見たときに，人を刺しても猶予になる程度なんだと思いこんでしまう危惧を感じた。もっと，違う考えが入っていてもよいと思った。

(3) 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会，司法改革大阪各界懇談会」からの調査依頼の取扱いについて

標記の団体から，当委員会に対して，これまでの会議の回数，委員の出席率などについて調査の依頼があったので，回答することです承された。

(4) 地裁委員会通信（ライラック）の在り方について

前回の委員会で，地裁委員会の活動状況を情報発信すべきという御意見があったことを踏まえ，庶務から，外部に情報発信している広報誌として裁判所が発行している「地裁ニュース」に，地裁委員会の活動状況や御提言等を掲載したい旨提案があった。

委員会で討議した結果，提案のとおり賛同を得た。

なお，委員からは，意見や感想を寄せる先として，裁判所だけではなく，地裁委員会も求めているという趣旨を含めてほしいとの意見があった。

(5) 次回の議題について

来庁者アンケートを実施する方向で，次回までに庶務で文案を作成の上，提示することとなった。

5 次回の予定について

平成18年8月31日（木）午後2時30分から開催する。